

加古川市 いじめ防止・対応マニュアル

～いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために～

<改訂版>

もくじ

はじめに	1
いじめについての基本的な認識	2
1 いじめとは	
2 いじめに関する基本的な考え方	
いじめの未然防止・早期発見の対策	7
1 未然防止に向けて	
2 早期発見に向けて	
いじめ対応の基本的な流れ	11
1 いじめられている児童生徒への対応	
2 いじめている児童生徒への対応	
3 周囲の児童生徒への対応	
4 学校としての組織的な対応	
5 インターネット上のいじめへの対応	
6 いじめの対応フローチャート	
7 重大事態への対応	
いじめ防止対策 評価検証チェックポイント	27
いじめの早期発見のためのチェックポイント	29
関係機関連絡先一覧	31

令和5年5月

加古川市教育委員会

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、不登校や生命に関わる重大事態を引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

文部科学省は「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、「いじめの問題への対応は学校における最重要課題」と位置づけ、「いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題」としています。

本市においては、平成28年9月、いじめを起因として生徒が自死に至るという重大事態が発生し、同年11月に設置した「いじめ問題対策委員会（第三者委員会）」による調査報告書には、いじめの問題に適切に対応するための方向性が提言として示されました。本市としては、この提言を確実に実行するための方策として、全市的な「いじめ防止対策改善基本5か年計画」を策定するとともに、各学校は、5か年計画に基づいた「いじめ防止対策改善プログラム」を策定し、平成30年4月から令和5年3月まで実行しました。

国立教育政策研究所による追跡調査では、「いじめは良くない」とほとんどの児童生徒が分かっているにも関わらず、9割の子供がいじめた経験を持っているという調査結果もあります。このことを踏まえ、いじめ防止対策にあたっては、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する必要があります。そして、いじめに関する情報は、一人の教職員が抱え込むことなく学校全体で共有し、「チーム学校」として組織的に対応することが重要です。

本マニュアルでは、「いじめについての基本的な認識」や、「いじめの未然防止・早期発見の対策」「いじめ対応の基本的な流れ」について明記するとともに、令和5年3月改定の加古川市いじめ防止基本方針に基づき、本マニュアルを改訂しました。

「児童の権利に関する条約」の趣旨である「生きる」「守られる」「育つ」「学ぶ」「参加する」に則り、子どもの人権を尊重し、その確保を目指すとともに「いじめをしない させない ゆるさない！」学級・学校づくりに向け、本マニュアルの活用が、さらなるいじめの未然防止や早期発見・早期対応につながることを願っています。

令和5年5月

いじめについての基本的な認識

1 いじめとは

ささいな兆候も、積極的にいじめを認知する

(1) 定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

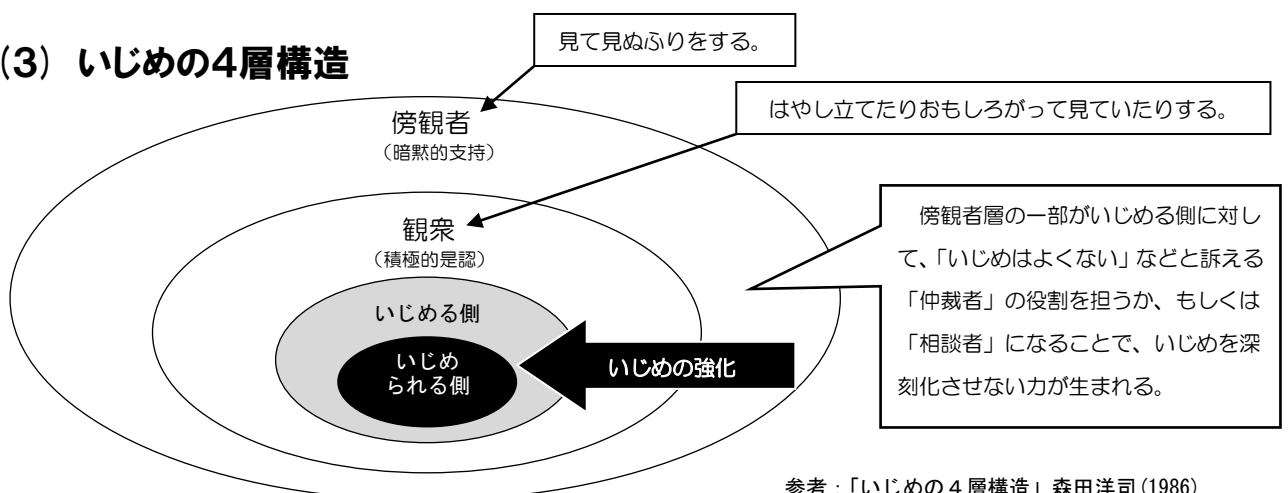
- いじめられている児童生徒の主観を重視した定義である。
- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会等の校内組織を活用して行う。また、いじめのうち犯罪行為に該当するものや児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるものについては、いじめられた児童生徒の意向を配慮のうえ、時機を逸することなく警察に相談・通報する。
- いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大事態に至ることがあるため、重大事態に至る疑いが生じた際には、速やかに教育委員会に報告する。

(2) 様々ないじめ

＜いじめの具体的な態様＞

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 故意、あるいは意図的にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ インターネットやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの4層構造

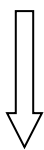


参考：「いじめの4層構造」森田洋司(1986)

(4) いじめの3段階

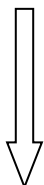
いじめが深刻化していくプロセスとして、「いじめの3段階」がある

第1段階「孤立化」



いじめる側は、陰口やからかい、無視などにより、いじめられる側に1人の味方もいないという孤独感を味わわせることにより、いじめられる側を支配し、相手を言いなりにさせる。

第2段階「無力化」



「反撃は一切無効だ」と思い知らせ、観念させる。反撃に出れば、時には暴力を与え、だれも味方にならないことを繰り返し味わわせる。特に、大人にいじめを訴えることは「卑怯で情けないこと」という価値観で追い込む。それでも微細なサインを出し続けるが、気づかれにくい。

第3段階「透明化」

孤立無援で反撃も脱出もできない自分がほとんど嫌になり、誇りを少しずつ失っていく。そして、この関係が永遠に続くと感じてしまう。ここまでくると、大人や教員が観察によっていじめに気づくことは困難になり、見えにくくなる。

参考:「いじめの政治学」中井久夫(1997)

(5) スクールカースト

いじめを生まない集団づくりをするために、「スクールカースト」を知ったうえで児童生徒に関わる。

児童生徒のタイプを、

- ・自己主張力＝自分の意見をしっかり主張できるか
- ・共感力＝相手の気持ちが汲み取れるか
- ・同調力＝場の空気が読めるか

の3要素から分類し、タイプによって集団内の役割が決まってくるという理論。リーダーから、いじめられやすいタイプまで、8タイプに分類され、集団内で、そのタイプの役割を演じているとされている。

コミュニケーション能力と いじめ被害リスク				同調力	
				高い	低い
自己主張力	高い	共感力	高い	スーパーリーダー	孤高派タイプ
			低い	うるさいリーダー いじめ首謀者候補	自己中タイプ 被害リスク大
	低い	共感力	高い	人望あるサブリーダー	いい奴タイプ 被害リスク中
			低い	お調子者、いじられキャラ いじめ同調者候補	何を考えているかわからないタイプ 被害リスク大

参考:「スクールカーストの正体」堀 裕嗣(2015)

実際には、複合的な要素をもつ児童生徒もいるため、単純に分類できるものではないが、こうした分類があることを知ったうえで学級経営等に取り組むことが、いじめを認知する手立てにつながる。

(6) いじめの傾向

- インターネット上のいじめが多発
(SNS を介したインターネット上の誹謗中傷・仲間外し・無視、動画共有サイトを使った画像の流出など)
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめが増加
(脅迫罪、名誉棄損罪、侮辱罪、強要罪、暴行罪、傷害罪、恐喝罪、窃盗罪、器物破損罪、強制わいせつ罪、公表罪など)
- 重大事態に至るいじめが発生
(生命、心身又は財産に重大な被害、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる)
- いじめの複雑化・多様化・潜在化
(SNS で仲間に入れながら、突然関係性が切られるなど)

(7) いじめの背景

- 心の通う対人関係をつくる経験の乏しさ
- 道徳心や集団のルール・マナーなどの欠如
- 命や人権を尊重した豊かな心の未成熟
- 違いを認め合う共生感の希薄化

(8) いじめの衝動を発生させる原因

- 心理的ストレス（過度のストレスを弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ねたみや嫉妬感情
- 遊び感覚やふざけ意識
- 金銭などを得たいという意識
- いじめの被害者となることへの回避感情

2 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの基本認識

- いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により、脅迫罪、名誉棄損罪、侮辱罪、強要罪、暴行罪、傷害罪、恐喝罪、窃盗罪、器物破損罪、強制わいせつ罪、公表罪などの刑罰法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

(2) いじめ対応の基本的な在り方(重点事項)

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査をした上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
 - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。という二つの要件を満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項*に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

*学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに関する相談を受けた場合において、いじめの事案があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(3) いじめ対応の基本姿勢

「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応をする。

- アンテナを高くし、児童生徒の発するSOSのサインを見逃さない。

「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です

いじめの認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いていることの証です。いじめを正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切です。
いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」について、定義に従いいじめと認知してください。

- いじめられている児童生徒の立場で、親身になって指導を行う。

いじめられている児童生徒は、なぜ「いじめられている」と言えないのか？

「一人ぼっちになりたくない」
「みんなに知られたら更にみじめになる」
「親に余計な心配をかけたくない」
「大人に話すともっとひどくなる」
「自分が弱い人間だと思われたくない」
「仕返しが怖い」
「自分が悪いのではないか」

一方で、
『でも気づいて欲しい』という
相反する思いが心の底にあります。

児童生徒の発する小さなサインに気づいたり受け止めたりできるように、日頃から相談しやすい関係づくりをする。

- 問題を直視し、事実を見逃さない。
- 根気強く継続的な対応を心がけるとともに、問題の背景にも目を向ける。
- 学校・家庭・地域及び関係機関が、連携協力して対応にあたる。

(4) いじめの解消・特に配慮を要する対応

① いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。組織的に見守り、いじめられた児童生徒が安心して登校できるようにする。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

② 特に配慮を要する対応

特に配慮が必要な児童生徒については、以下の点に留意して対応する。

○ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

○ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○ 性同一性障害や性的指向・性自認等に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認等について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

いじめの未然防止・早期発見の対策

1 未然防止に向けて

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。

「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

(1) 居場所づくり

教職員が「居場所」をつくる

- 欲求不満、ストレスをうっ積させることのない楽しい学級・学校づくりに取り組み、児童生徒が安心できる場所にする。
- 日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が活躍できる場を設定し、学校生活の中で充実感が得られるようにする。
- 児童生徒に、「大切にされている」「認められている」という存在感を味わわせる。
- 生命や人権尊重の精神を根底に置き、暴力を許さず、いじめのない集団づくりをする。
- 児童生徒が、主体的に「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を設定する。
- 違いを認め合うことができるよう、共生感覚を養う。

(2) 絆づくり

児童生徒が「絆」をつくる

- 教師や友人との心の結び付きや信頼感の中で主体的な学びを進め、共同の活動を通して社会性を身に付けさせる。
- 学級集団における感動体験を通して、心の結び付きを深めさせる。
- 日常生活の中で、児童生徒が互いに相手を共感することによる「共感的人間関係」を構築させる。

(3) 自己有用感を育む

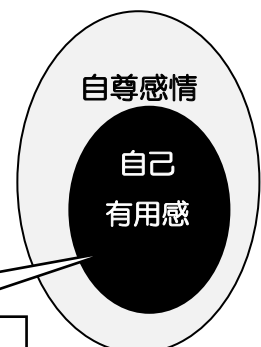
- 「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」という自己有用感を育む場面を設定する。
- 児童生徒自身に、目標や工夫する点、努力する点などを考えさせ、その基準に沿ってどこまで達成できたのかを評価し認めることによって自己有用感を高めさせる。

<自信を持続させるために・・・>

- ・ 「褒めて（自信を持たせて）育てる」という発想から、さらに「認められて（自信を持って）育つ」という発想により、児童生徒の自信を持続させる。

<他者からの評価が「自己有用感」に・・・>

- ・ 自分に対する他者からの評価やまなざしを強く感じることで「自己有用感」を高めることができる。



「自己有用感」に裏付けられた「自尊感情」が大切

(4) 児童会・生徒会活動の活性化

- 児童生徒自らによる「いじめ追放」「心の絆づくり」運動を推進する。
- 「いじめは自分たちの問題」として認識させる。
- 意見箱の設置や「心の絆宣言」等の全校的な取組を図る。
- 「いじめ防止啓発月間」（9月）を活用し、児童生徒の主体的な取組を推進する。

(5) 豊かな心を育てる教育活動の推進

- 人権感覚を養うとともに、社会性や豊かな人間性をはぐくむ教育を推進する。
- 道徳教育、人権教育の充実を図る。
- インターネット上のいじめなどの対策を進め、情報モラル教育の充実を図る。

(6) 教職員の姿勢

誰もが気軽に相談できる職場環境にする

- 児童生徒との人間的なふれあいや、児童生徒と共に歩む姿勢を大切にする。
- 愛情をもち、児童生徒一人一人を大切にする。
- 児童生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る。
- 不安や悩みに目を向け、児童生徒の内面への共感的理解を図る。
- 一人一人の教職員による、多面的な児童生徒理解を促進する。
- 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整える。

<児童生徒との関わりについて> ~相談しやすい教職員であるために~

いじめの未然防止、早期発見のためには、普段からの児童生徒との関わりが大切です。

児童生徒との信頼関係を築く

(普段からの声かけ、寄り添った対応 など)

児童生徒が相談しやすい環境をつくる

(話しかけやすい接し方、話しかけやすい機会 など)

児童生徒とふれあう時間を大切にする

(休み時間、清掃時間、学級活動、学校行事 など)

児童生徒の友人関係を把握する

(情報の共有、教育相談、各種アンケート など)

児童生徒の様子を観察し、変化を見逃さない

(「違和感」の察知 など)

児童生徒の変化に気づいたら過小評価をしない

(複数の目で判断、組織的な対応 など)

(7) 保護者、地域との連携

学校が、いじめ通報の窓口になる

- 保護者や地域からの積極的な情報収集に努める。
- PTAの各種会議や保護者会等において、いじめ防止対策に関する情報を提供する。
- 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策プログラム」の内容は、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民等が確認できるようにする。

(8) 学校はいじめ防止対策の改善

- 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策プログラム」に基づいた学校はいじめ防止対策に係る取組状況及び成果や課題について、個々の教職員が振り返るとともに、学校におけるいじめ防止対策を、より効果的なものにするための改善を図る。また、学校評価の中に位置づける。

2 早期発見に向けて

いじめは、目に見えない「雰囲気」「空気感」のようなものとして現れる。また、いじめは教職員の見えないところで行われることが多いということを念頭において対応する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

※教職員の見えないところ ⇒ 教職員のいない教室、トイレ、体育館、登下校時など

(1) 児童生徒の変化を敏感に察知

普段と違った様子や行動に気をつける

- 教職員全員が連携協力して、情報の共有化を図る。
- 複数の教職員による状況の見立てを行い、いじめを積極的に認知する。
- 児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、安心感を与えるとともに信頼関係を構築する。
- 児童生徒の様子に目を配り、小さな変化を見逃さないようにする。
- 教職員と児童生徒、児童生徒同士の絆づくりに努める。
- いじめ等のサインを送っている児童生徒に対して、親身になって話を聴き、支える。
- 定期的または必要に応じて個人面談や家庭訪問を実施する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、心理的、福祉的な視点による児童生徒への支援を行う。
- 「学校生活に関するアンケート」や「心の相談アンケート」の実施により、多角的に情報を収集する。
- PTA や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。

(2) 「学校生活に関するアンケート(アセス)」の活用

- アセス推進担当教員（主幹教諭等）をリーダーとし、アンケートの実施から支援策までを確実に実施する。
- アンケートの結果（「学級内分布票検討シート」「個人支援方策検討シート」）をもとに、学年検討会、学年を越えたケース会議等を実施する。
- 要支援領域（要支援レベル1を中心に）に位置する児童生徒については、再度、回答用紙（ローデータ）の項目に立ち返ることにより、具体的な内容を確認するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を入れた組織的な支援を実施する。その際、支援の経過・結果等について情報を共有する。
- 要支援領域の児童生徒への対応について、市教育委員会に報告をする。

＜児童生徒の実態把握＞

- ・ 「教職員の観察、客観的なデータ」＋「学校適応感を総合的に測定した結果」により実態を把握する。

(3) 「心の相談アンケート」を活用した教育相談の実施

- 教育相談コーディネーターが中心となって、教育相談方針の決定と共通理解を図る。
- 児童生徒が回答した内容をもとに、全児童生徒を対象とした教育相談を実施し、いじめの早期発見・早期対応及びいじめの抑止につなげる。
- カウンセリングマインドによる教育相談を実施する。
- 実施後、複数の教職員で共有のうえ、必要に応じて、学年検討会、学年を越えたケース会議等を実施する。
- 支援が必要な児童生徒に対しては、学級担任が一人で抱え込まず、組織的な対応をする。

(4) 自殺予防教育の推進

- 悩んだ時に一人で抱え込むのではなく、児童生徒自らの相談行動に結びつけるようにする。
- 児童生徒が、友だちの SOS のサインに気づいたとき、「きょうしつ」をキーワードに行動することができるようにする。

友だちの SOS に気づいたら・・・

き…気づいて よ…寄りそい（よく聴き） う…受けとめて し…信頼できる大人に つ…伝えよう

参考：阪中 順子(2022)

- 子どもの SOS のサインに気づいたとき、「TALK の原則」に基づいた適切な対応をする。

子どもの SOS サインに気づいたら・・・

<TALK の原則：心の危機が迫っていると思われる子どもへの対応の原則>

Tell はっきりと言葉に出して「心配している」ことを伝える。
Ask もし自殺をほのめかしたら「どんなときに死にたいと思うの？」と率直に聞く。
Listen 話をさえずらずに「ゆっくり」聴く。子どもの気持ちを一生懸命に受け止める。
Keep safe 「ひとりにしない」など、子どもの安全を確保して専門家に相談する。

参考：高橋 祥友(2008)

- 自殺予防啓発チラシ等の配布により、保護者との連携を図る。

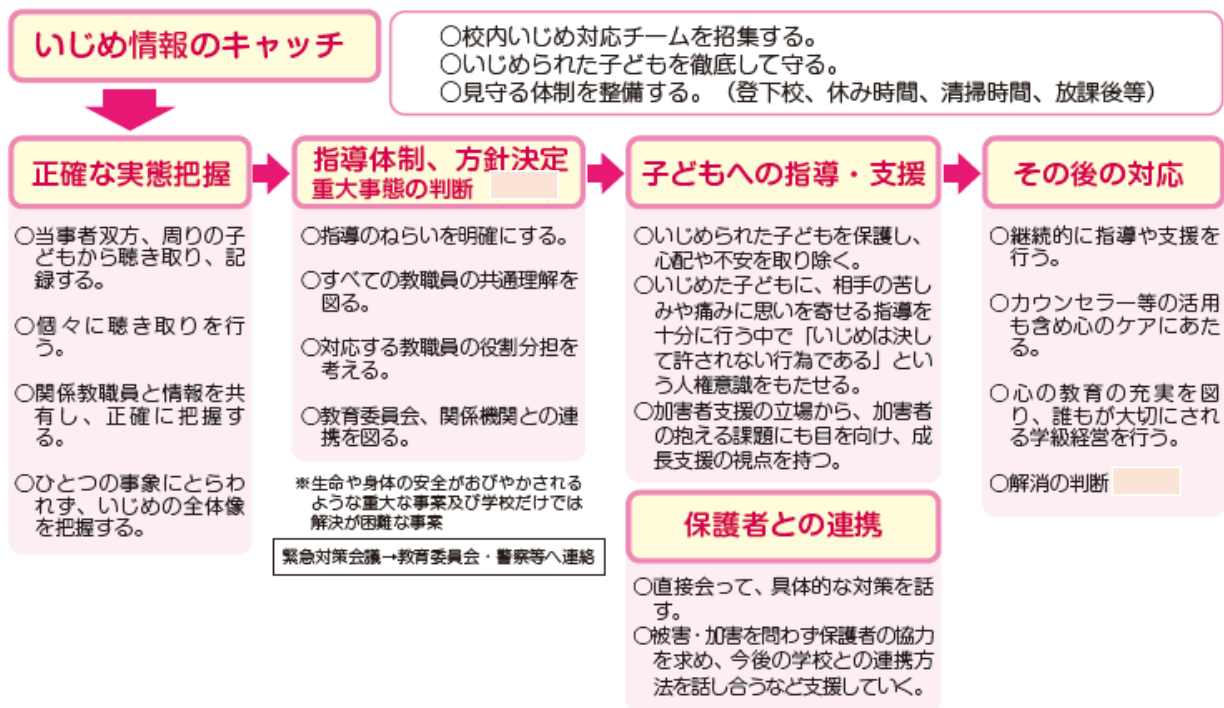
(5) 教職員の資質能力向上

- 教職員の資質能力向上を図るために、具体的な事例を取り入れるなどいじめの問題に関する校内研修を実施する。
- 全教職員が相互に自身の意見や考えを述べ合い、いじめの本質や、いじめられていることを告白することがいかに難しいか、いじめる側にもケアが必要な児童生徒がいることなどについて認識を深める。
- 「アセスに関する研修」の内容や「アセス・ハンドブック」を活用し、アセス推進担当教員による校内研修を実施する。
- スクールカウンセラーによる校内研修を実施し、教職員のカウンセリングマインド向上を図る。

(6) 保護者との連携

- 連絡帳、生活ノート、学級通信、学年通信等を活用し、保護者との連携を密にした支援を行う。また、コメントのやり取り等により保護者との信頼関係を構築する。

いじめ対応の基本的な流れ



兵庫県いじめ防止対応マニュアル（改訂版）より

1 いじめられている児童生徒・保護者への対応

特定の教職員がいじめ問題を抱え込まず、「チーム学校」として組織的に対応する。

(1) 児童生徒への対応

- 児童生徒が、自ら訴えた、あるいは自分の言葉で話したことを受け止め、全力でいじめから守ることを約束し、安心感を持たせる。
- いじめられた内容（4W1H：いつ、どこで、だれが、なにを、どのように）やつらい思いをじっくりと親身になって聴くことで、心の安定を図るとともに、いじめられた児童生徒の心に寄り添って解決を図ろうとする姿勢を示す。その際、当該児童生徒の言葉を疑ったり、否定したりしてはいけない。（「いじめ対策委員会」で組織的に判断する。）
- 嫌なことをされたときの対処法を一緒に考える。
- いじめで受けた心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して心のケアを行う。

(2) 保護者への対応

- 家族で一緒に過ごし、気持ちがなごむ時間をつくることを提案する。
- 子どもの言動の変化、精神的な落ち込みや情緒的な不安定等がないかを、注意深く観察するよう伝える。
- 子どもと話をする機会を多く持ち、学校や登下校の様子等をさりげなく聴き、悩みを受け止めるよう伝える。
- 家庭訪問等を通して、正確な事実と解決に向け全力を尽くすことを伝え、些細なことでも学級担任等への連絡、相談をするよう依頼する。

- 保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、今後の指導方針を伝え、対応について協議するとともに適時、適切な方法で経過報告をする。

2 いじめている児童生徒・保護者への対応

(1) 児童生徒への対応

- いじめの認識がない場合は、まず本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- 「いじめは絶対に許さない」ということをはっきり告げる。
- 背景に注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、いじめられている児童生徒の気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているのかということに気づかせる。また、毅然とした対応や指導により、いじめが重大な人権侵害行為であることに気づかせる。
- いじめている児童生徒の不満や充足感が味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目標を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。

(2) 保護者への対応

- いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもとその保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせるとともに、今後の学校の取組について理解を求める。
- いじめている側・いじめられている側ともに健やかに成長できるよう協力を要請する。
- いじめている子どもの背景に、家庭の要因等が影響していることがあるため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、必要に応じてスクールサポートチームや家庭支援課、中央こども家庭センター等と連携する。

3 周囲の児童生徒への対応

(1) 児童生徒への対応

- 教職員は「いじめを断固許さない」という姿勢を示す。
- 見て見ぬふりをするのは、いじめを助長することであることに気づかせる。
- いじめは良くないという思いを抱きながらも、自身が標的にされてしまうのではないかと不安感や恐怖心に負けてしまっていることがあるため「みんなで一丸となって立ち向かえば、いじめは止められる。」ということ強く伝える。
- いじめを発見したら、先生や友だちにすぐ知らせることが大切であることを認識させる。
- まわりの大人に相談をかけることは、告げ口ではなく、人権を守り生命を救う第一歩であることを認識させる。
- 一人一人がかげがえのない存在として尊重されていることを理解させるとともに、児童生徒が温かい人間関係を築くことができるようにする。

4 学校としての組織的な対応

(1) 「いじめ防止対策プログラム」に基づく組織による実践

- 「いじめ防止対策プログラム」に基づいた組織的で迅速な対応をする。
- PDCA サイクルにより、学期毎にいじめ防止対策の検証を行う。
- 「いじめ防止対策プログラム」は、年度ごとに検証・改善する。

(2) いじめ対策委員会 一人の教職員が「大丈夫」と即断せずに「組織」で対応する

「いじめ対策委員会」を中心に、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

委員は、学校の実情に応じて編成し、いじめ対策に特化した役割を明確にする。

○「複数の教職員」による構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動（クラブ活動）指導に関わる教職員、教育相談コーディネーター、メンタルサポーター など

○「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」の参画

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー など

※ 教職員から集まってきた情報を整理するために、委員の中に「集約担当」を置く。

- 「いじめ対策委員会」を、いじめ問題の取組に当たる中核組織とする。
- 「いじめ防止対策プログラム」に基づいた、いじめ防止等の取組の実施及び検証・改善を行う。
- 集約担当が、いじめに係る情報の集約と記録を行い、それらを「いじめ対策委員会」で共有する。
- いじめの情報等があった際は、緊急に臨時会議を開いて対応する。
- 重大事態にあたっては、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。



(3) 管理職

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、適切に対応する。
- 聴き取り調査及び実態調査を実施する。
- 「いじめ対策委員会」を定期的開催する。
- 教育委員会をはじめ関係機関との連携を図る。
- 学校の状況のアセスメントを行い、課題を明らかにする。

(4) 学級担任

- 正確な事実を把握する。
- 該当の児童生徒や関係した児童生徒の言い分を聴き取り、記録をとる。
- 家庭への連絡を適宜適切に行う。（できるだけ会って話をする。）

- いじめられた児童生徒の心に寄り添い、無力感を取り除く。
- いじめの背景を考えた指導に努める。
- いじめを許さない学級風土を築くとともに、誰もが安心して生活できる学級づくりに努める。

(5) 養護教諭

- 保健室の機能を十分生かし、児童生徒の様々な訴えに対する心と体の両面への健康相談を行う。

(6) 学年集団

- 事実関係を再確認する。
- 学年会議等で情報交換し、共有を図る。
- 指導方法について協議する。
- 学級担任を支援し、チームとしての指導体制を構築する。

(7) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- スクールカウンセラーは、児童生徒の心の相談にあたるとともに、学校における教育相談体制の充実に資する。また、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、関係機関とのネットワークを構築する。

(8) スクールサポートチームの活用

- 学校だけでは対応しきれない生徒指導上の問題について、専門家を活用する。
- 管理職は、学校の実情により、積極的にスクールサポートチームを活用する。

スクールサポートチーム
 学校支援カウンセラー：臨床心理士
 学校支援ソーシャルワーカー：社会福祉士
 いのちと心サポート相談員：校長 OB
 学校安全支援員：警察 OB
 スクールロイヤー：弁護士

(9) 関係機関との連携

- 関係機関とは、平常時から、できるだけ顔の見える関係づくりをしておく。
- 教育委員会に、報告・連絡・相談をする。
- 必要に応じて播磨東教育事務所、加古川警察署少年係、東播少年サポートセンター等へ協力依頼をする。

(10) 校種間・家庭・地域との連携

- 「学校園連携ユニット」を活用し、校種間連携及び家庭や地域との連携を図り、いじめに関する認識について共通理解をする。
- 学校運営協議会との連携を図り、また PTA 等と協力し、保護者会や地域の会合等を活用していじめの防止に関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得る。
- 「地域の子どもは 地域で守り育てる」を合言葉に、地域総がかりの教育を推進する。

5 インターネット上のいじめへの対応

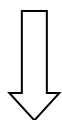
(1) インターネット上のいじめとは

- スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりするなどの方法により、いじめを行うこと。

ネット上のいじめは、名誉棄損罪や侮辱罪等に該当する可能性があります。警察が犯罪行為と判断すれば、掲示板等の利用記録を照会することができ、そこから個人が追跡されます。

(2) インターネット上のいじめ対応の流れ

書き込み内容の確認



誹謗・中傷等の書き込みの相談が、児童生徒や保護者からあった場合、その内容を確認し、内容や書き込み時間、掲示板等の URL を保存・記録し、状況証拠を残す。

関係機関等への連絡



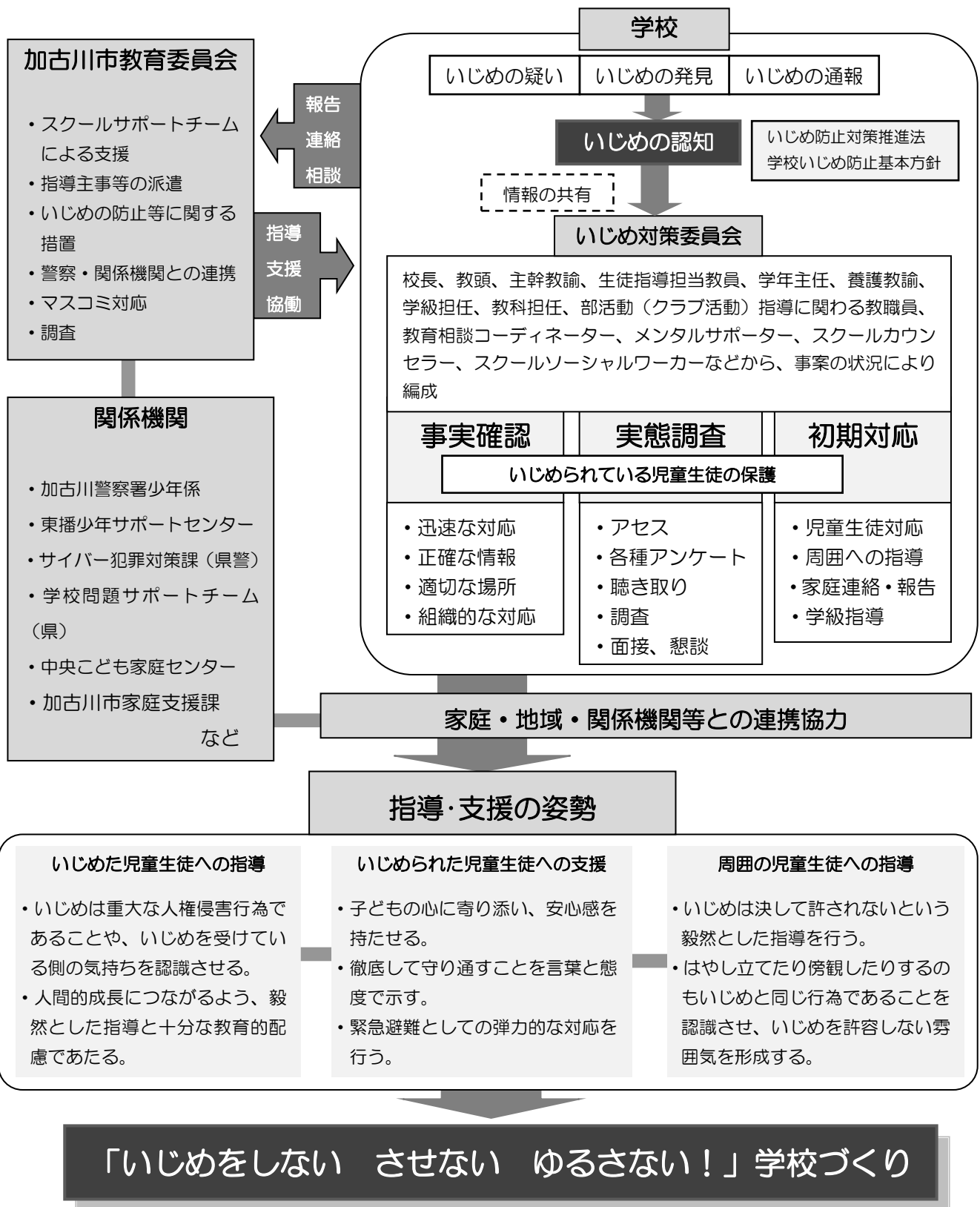
速やかに教育委員会（少年愛護センター）へ連絡し、今後の対応を協議する。
※内容により警察との連携を図りながら対応する。

子どものスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理している保護者との連携が不可欠です。

(3) 情報モラル教育の推進

- 警察等関係機関と連携した情報モラル教室を実施する。
- 民間と連携した情報モラル研修会の開催を検討する。

6 いじめの対応フローチャート



7 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項

- 生命・心身・財産重大事態（1 号事案）
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 不登校重大事態（2 号事案）
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめの重大事態の取扱い

- 重大事態の取扱いについては、以下の事項を徹底
 - ・ 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
 - ・ 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例 ※いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより
 - ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
 - ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ・ 暴行を受け、骨折した。
 - ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - ・ 殴られて歯が折れた。
 - ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
 - ※
 - ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
 - ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
 - ・ 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
 - ・ スマートフォンを水に浸けられ壊された。
 - ・ 欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転校した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

(3) 調査の主体の判断

学校の設置者（教育委員会）が、重大事態の調査主体を判断する。調査主体は学校か設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(4) 調査を実施する際の基本的認識

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

※いじめ重大事態の調査に関するガイドラインより

<説明事項>

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

② 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、市長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、個人情報保護法等に従って行うことを説明しておくこと。
- 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明すること。
- 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒・保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒・保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

(5) 対応例

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

報告書記載例は24～26ページ

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめの防止等に関する普及啓発協議会資料（文部科学省）より

設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生時の報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめの防止等に関する普及啓発協議会資料(文部科学省)より

背景にいじめの可能性のある「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」発生時の対応

*学校が認知できた情報をもとに、学校の管理職が自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したものの

事案発生

①学校は教育委員会へ報告 ②教育委員会は学校へ指導・支援、地方公共団体の長へ発生報告

数日以内の緊急対応

「基本調査（情報収集と整理）」の実施（必須） *調査主体は（教育委員会の指導・支援のもと）学校を想定
〈遺族との関わり・関係機関との協力等〉 遺族の心情に配慮し関係性を構築 関係機関との情報共有
〈指導記録等の確認〉 日常の指導記録の蓄積 連絡帳・生活ノート・教科書・メモ・プリント類の集約・確認・保管
いじめアンケートの再確認
〈全教職員及び関係児童生徒からの聴き取り〉 原則3日以内に

*学校及び教育委員会は、基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する。最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。

①学校は教育委員会へ基本調査の報告 ②今後の調査について遺族の意向の確認
③必要に応じてストレスを感じている教職員や児童生徒へのカウンセリングを実施

調査組織の設置 （調査組織は「附属機関」に相当）※原則、教育委員会が調査主体

◆外部専門家が参画した調査組織（第三者委員会）◆
・調査組織の構成については職能団体（弁護士会・臨床心理士会・医師会等）や学会等からの推薦により公正・中立を確保するように努める。

*教育委員会または当該校は、調査組織による調査実施やその委員についても情報提供を行い、説明する。

調査組織による「詳細調査」を実施 ※教育委員会及び当該校は全面的な調査協力

*教育委員会または当該校は、調査にあたって遺族への丁寧な対応をする。
（調査目的・主体・方法・期間・公表等の説明、進捗状況の報告、報告書への意見添付の可否等）

※調査期間は概ね半年から1年間を想定

調査報告

①調査組織 ⇒ ②教育委員会 ⇒ ③遺族への情報提供・説明（希望により意見書の添付）⇒
④地方公共団体の長へ調査報告 ⇒ ⑤公表

*公表は特段の支障がない限り行う *教育委員会は自殺予防・再発防止に向けた取組等の検討
*当該校は調査内容を資料とともに保存、実態調査票の提出（県教委経由で送付：文部科学省へ）

地方公共団体の長の判断により「再調査」の実施 ※調査主体は市（町）長または知事部局

※ 参考資料

「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」	（平成26年7月文部科学省）
「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」	（平成22年3月文部科学省）
「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」	（平成21年3月文部科学省）
「高校生等の自殺予防対策に関する委員会報告書」	（平成26年3月兵庫県教育委員会）

(6) 不登校重大事態への対応

不登校重大事態への対応

不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

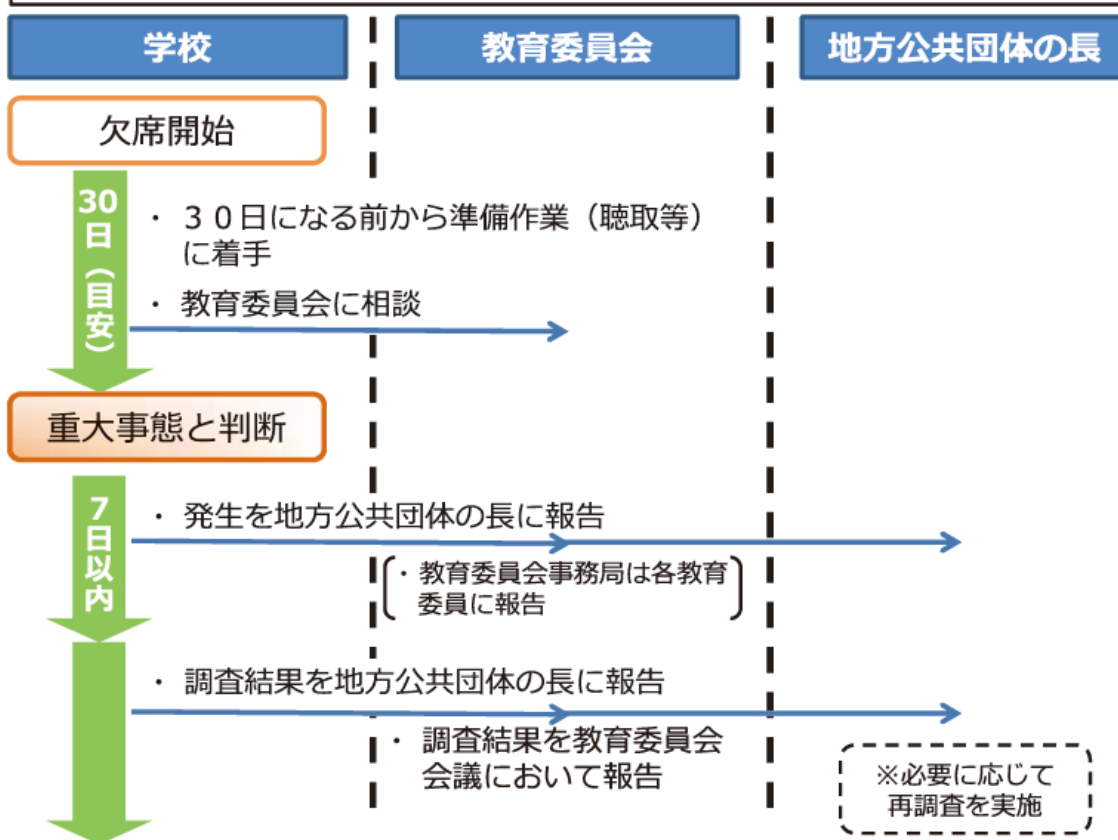
○いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、（略）組織を設け、（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 （略）

二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- 調査と並行して児童生徒へ学習等を支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供、いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）より

令和5年7月7日に報告の場合
128(兵庫県教育委員会の自治体コード)(西暦下2桁)(市へ報告した月日)
事案整理番号：128230707 を記入ください。

【国】様式1

いじめ重大事態の発生に関する報告について
【第1報について(令和5年7月7日)】

最初の報告を第1報とし、その後報告内容の修正や、重要な情報の更新がある場合は第2報として、再提出願います。

学校から市教育委員会へ報告した日を記入ください。

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

※ 市教育委員会で記入します。

(2) 児童生徒に関する情報(現在)

学校名	加古川市立〇〇小学校				
学年	5年	性別	男	年齢	11歳

重大事態の被害者である児童生徒について記載ください。
複数名いる場合は児童生徒ごとに様式を分けて作成ください。

(3) 学校の概要

住所・連絡先	(住所) 加古川市〇〇町・・・・・・・・ (電話) 079-〇〇〇-〇〇〇〇		
校長名	加古川 太郎	児童生徒数	700人
学級数	20学級	教職員数	40人

児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

1号事案 2号事案 1号事案かつ2号事案 ※該当するものにチェック

【記載例】

・令和5年6月28日に被害児童A保護者から、被害児童Aが加害児童Bと加害児童Cから嫌がらせをされて登校できなくなったと報告を受けた。
・被害児童A、加害児童Bと加害児童Cから事実確認と指導、それぞれの保護者連絡を行ったが、被害児童Aとその保護者の理解が得られなかった。
・今も被害児童Aの欠席が続いている。

現時点で把握している概要・経緯を時系列で記載ください。

(5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況など）

【記載例】

(被害児童A)

- ・家庭環境は、父、母、本人の3人家族である。
- ・非常に真面目な性格であり、学業成績も優秀であった。
- ・明るく優しい性格あり、誰とでも気さくに話す児童であった。
- ・保護者と学校とは日頃から情報共有ができていた。

(関係する児童)

- ・加害児童Bと加害児童Cは、「遊びのつもりであった」と話しており、謝罪したいと思っている。

児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。その他の児童生徒や関係者等に関する情報についても事案の性質上必要な範囲で事実のみを記載するようご注意ください。

(6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について

(学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。)

【記載例】

- ・令和5年6月29日に、教職員へ周知し、「いじめ対策委員会」を設置し、被害児童Aと加害児童Bと加害児童C、それぞれの保護者への対応を協議した。
- ・市教育委員会とも連携し、対応について協議をしていく予定。
- ・今後、第三者を交えての調査を実施するため、弁護士等とも連携をしていく予定。

(7) 本報告書の記入者

所属	加古川市立〇〇小学校	連絡先	(電話) 079-〇〇〇-〇〇〇〇
名前	加古川 太郎		

校長名を記入ください。

報告書記載例

再調査に係る報告の際は、表題の「いじめ重大事態調査」を「いじめ再調査」と修正ください。

事案整理番号：128230707

様式1と同じ

【国】様式2

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について
【第1報について（令和5年7月21日）】

最初の報告を第1報とし、その後報告内容の修正や、重要な情報の更新がある場合は第2報として、再提出願います。

学校から市教育委員会へ報告した日を記入ください。

(1) 様式1を文部科学省に提出した日
 ※ 県教育委員会で記入します。

(2) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）
 令和5年7月18日

(3) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック
 学校 学校の設置者

児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。

(4) いじめ重大事態調査について

① 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

【記載例】

学校調査組織（学校いじめ対策委員会）に弁護士1名、臨床心理士1名

② 調査終了目途

【記載例】

令和5年10月頃、終了予定。

③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況

（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

【記載例】

被害児童A保護者と加害児童Bと加害児童Cの保護者に対して、調査目的、調査主体、調査機関、調査事項、調査方法、結果の取り扱いについて説明済み。

なお、被害児童A保護者より調査主体に第三者を加えて中立・公平に調べてほしいという要望があった。

④ その他

(5) 本報告書の記入者

所属	加古川市立〇〇小学校	連絡先	(電話) 079-〇〇〇-〇〇〇〇
名前	加古川 太郎		

校長名を記入ください。

いじめ防止対策 評価検証チェックポイント

(1) 未然防止への取組

- いじめが起きにくい学校、学年、学級、部活動の風土をつくること、いじめの未然防止につながるということを、毎学期、教職員で共通理解しているか。
- すべての児童生徒が活躍する場面をつくりだすことが「いじめに向かわない児童生徒」の育成につながることを全教職員が共通理解しているか。
- 児童生徒が主体的に自己を成長させる過程を支援する「居場所づくり」を意図的・計画的に行い、絆づくりを育んでいるか。
- 児童生徒が互いに支え合う体験的な場면을意図的・計画的に設定しているか。
- 自己有用感を育む視点が、教育活動に生かされているか。
- ピア・サポートの活動が取り入れられた実践が行われているか。
- 児童生徒がいじめ防止に向けた取組を主体的に考え、校内で継続した取組を行っているか。
- 心の絆プロジェクトの活動が、全校生の自主的な活動として反映されているか。
- ユニット活動の意図を明確にして実施しているか。
- 命や人権の問題について、児童生徒自らの問題として体験的・共感的に学ぶ工夫をしているか。
- いじめに関する内容を含め、「考え、議論する道徳」への質的転換がなされているか。
- 授業参観等を通して、保護者も含めた、いじめ防止への取組は行われているか。
- 家庭、地域への積極的な情報提供と双方向的な情報共有により、いじめの未然防止のための連携を図っているか。
- 啓発チラシ等を有効活用しているか。
- ホームページや学校だより等を通して積極的な情報発信はできているか。

(2) 早期発見・早期対応への取組

- 「アセス・ハンドブック」に基づいたアンケートの実施ができているか。
- アンケート実施後、学年等で検討会を実施し、フィードバックしているか。
- 要支援領域の子どもには、スクールカウンセラー等の専門家も入れたチーム支援が実施されているか。
- 「学校生活適応推進研修会」及び「いじめに関する研修会」等に参加した教職員から、内容についてのフィードバックはされているか。
- 要支援領域の子どもについての情報共有の仕組みが確立されているか。
- 「心の相談アンケート」を有効活用しているか。
- 教育相談コーディネーターをリーダーとした教育相談は全学年で実践されているか。
- カウンセリングマインドによる教育相談が行われるよう、共通理解ができているか。
- リーフレットを活用した、発達段階に応じた自殺予防教育は行われているか。
- 教育相談を行える環境は整っているか。
- 保護者との信頼を築くため、学級担任は工夫した取組を行っているか。

- 保護者の協力も得ながら、子どものSOSのサインを見つけようとしているか。
- いじめの定義や構造についての理解は共通認識されているか。
- いじめ防止に関する研修を受けることにより、教職員の資質向上に努めているか。
- 校内研修は積極的に行われているか。
- 教職員に「きょうしつ」や「TALKの原則」の考え方は浸透しているか。
- 共通認識のもと、いじめの積極的認知は行われているか。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効活用した児童生徒支援は行われているか。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教職員研修は行われているか。
- 一部の教職員で抱え込むことなく、ケース会議等を通して、組織的な対応が図れているか。
- 登校しづらい児童生徒への支援は適切に行われているか。
- 養護教諭との連携は図られているか。

(3) 関係機関との連携を強化した取組

- 学校だけでは対応しきれない問題等に関して、関係機関と連携した対応は行われているか。

(4) 推進体制・検証体制を整える取組

- 普段から教職員間で情報共有し、助け合える関係を醸成しているか。
- 組織対応するための体制が整備され、機能しているか。
- 「いじめ対応委員会」について、様々な機会を通じて周知しているか。
- 学期ごとに対策を検証する仕組みが機能しているか。

いじめの早期発見のためのチェックポイント

(1) 登下校

- 集団から離れて登下校している。
- 早退や一人で登下校することが増える。
- 他の子のかばんなどを所持されている。

(2) 授業前

- 体調がすぐれないということをよく訴える。
- 落ち着きがない。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が多くなる。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする。
- 涙を流した跡がある。
- 周囲がざわついている。
- 席を替えられている。

(3) 授業中

- 発言を冷やかされたり、やじられたり、笑われたりして、みんなの笑いものにされる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- おどおどして発表をためらったり、うつむいたりしている。
- たびたびトイレや保健室に行きたがる。
- 頭痛や腹痛を頻繁に訴える。
- 席替えなどで特定の児童生徒の隣や、同じ班になることを嫌がる。
- 机を寄せる際に、机同士を引っ付けようとならない。
- ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長などに選ばれる。

(4) 休み時間

- 遊びの中で孤立しがちであり、一人でいることが多い。
- 用もないのに、職員室や保健室に出入りすることが多い。
- ドッジボールなどで、集中してボールを当てられる。
- 遊び道具の片付けをさせられている。
- 必要以上に、教職員に話しかけてくる。
- 所属グループがよく変わる。

(5) 給食時

- 配膳や後片付けで、避けられている。
- 食べ物にいたずらされることがある。
- 給食を残したり、食欲がなくなったりしている。

- いつも後片付けをしている。
- 当番のとき、仕事を押し付けられてやらされている。

(6) 清掃時間

- 仕事を押し付けられ、やらされている。
- 一人だけ離れた場所で掃除をしている。
- いつも後片付けをしている。
- 特定の児童生徒の机やイスだけが、取り残されている。

(7) 放課後

- 衣服が不自然に汚れていたり、ぬれていたりする。
- 用もないのに残っている日がある。
- 職員室の周りをうろうろしている。
- 靴などが無くなってしまうことがある。
- 帰りの会に配布したプリント類が渡らないことがある。
- 「一日の反省」で、特定の児童生徒だけが追及される。
- 教師が近づくと、集団が黙り込んだり分散したりする。

(8) 部活動

- 一人で準備や片付けをやらされている。
- 特定の子だけが上級生や同級生から鍛えられ、失敗すると笑いものになる。
- 練習の相手をしてもらえない。
- 活動とは関係ないと思われるケガが見られる。
- 部活動を辞めたいと言ってくる。
- 欠席が増えてくる。
- 体の不調をよく訴えたり、遅れてきたりすることが多くなる。

(9) その他

- ブログ、プロフ、SNSなどに、個人を誹謗中傷する書き込みの情報、噂がある。
- ネット上に、悪質な書き込みをされる。
- 黒板、トイレ、廊下の壁などに、個人に関する落書きがある。
- 個人の掲示作品や写真に落書きをされたり、傷つけられたりしている。
- 視線を合わせようとならない。
- 日記、作文、絵画、ノートの記載などに、気にかかる表現や描写が表れる。
- ケガの状況と、本人が言う理由が一致しない。
- 持ち物や体に触れるのを嫌がられる。
- 不必要なお金を持ったり、友だちにおごったりする。
- 使い走りをさせられている。
- 成績が突然下がる。
- あだ名で呼ばれる。
- いじめアンケートを提出しない。

関係機関連絡先一覧

加古川市教育相談センター TEL 079-421-5484

加古川市少年愛護センター TEL 079-423-3848

兵庫県加古川警察署 TEL 079-427-0110

兵庫県中央こども家庭センター TEL 078-923-9966

兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 TEL 078-341-7441

子どもの人権110番（法務局） TEL 0120-007-110

その他の連絡先

() TEL - -

() TEL - -

() TEL - -

() TEL - -

令和5年5月発行 加古川市教育委員会

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

電話 (079) 421-2000 (代)

編集 加古川市教育委員会 教育指導部 青少年育成課